

# 安全パトロール業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

杉並区は、区民が安全・安心に暮らせるまちを目指して、平成15年度から安全パトロール業務の委託を実施しています。

安全パトロールは、最も犯罪抑止に効果のある業務と位置付け、防犯意欲の高い、専門的かつ総合的なより優れたパトロール業務の提案を受けるとともに財政面、応募業者の実績等も踏まえて、最も質の高い事業者をプロポーザル方式（公募型）により選定します。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

安全パトロール業務

#### (2) 業務内容

##### ① 資源持ち去り監視パトロール

杉並区清掃事業の資源回収において、区の指定する業者以外の者による資源持ち去りが発生していることから、資源持ち去り行為を防止することを目的としてパトロールを行う。併せて、不法投棄や放火を未然に防止するとともに、その行為を早期発見するためのパトロールを行う。

なお、資源持ち去り監視業務は、区の職員が同乗する場合がある。

##### ② 防犯パトロール

「安全・安心なまちづくり」を推進するため、地域の犯罪抑止及び防犯意識の普及啓発を行い、犯罪の発生を未然に防止することを目的としてパトロールを行う。

##### ③ 区立公園及び駅前広場等夜間パトロール

夜間の区立公園や駅前広場等において、不法行為や不適正利用等の指導及び、公園等の施錠、開錠を行う。

##### ④ 路上喫煙防止パトロール

地域社会におけるルール、マナーの遵守を徹底し、区民の安全、快適な生活空間を確保する目的のため、歩行喫煙及びポイ捨て行為の解消を図る。

#### (3) 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（長期継続契約 3年）

#### (4) 事業規模

年額 約10,600万円

※年額とは、業務にかかる三年間の総額を3で割った金額です。

### 3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。

- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 警備業法第4条の認定を東京都公安委員会から受けていること及び公表日以前3年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (8) 過去3年間、官公庁において、当該事業と同様の事業の受託実績を有すること。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表 (企画提案書等受付開始)	平成27年11月16日(月)
企画提案書等提出期間	平成27年11月16日(月)～ 平成27年12月11日(金) ※午後5時まで(必着)
第一次審査(書類審査)	平成27年12月15日(火)～ ※第一次審査(書類審査)を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。(2～3社程度) ※状況に応じ変更となる場合があります。
第一次審査(書類審査)の結果通知	平成27年12月25日(金) ※午後5時までに通知します。 ※状況に応じ変更となる場合があります。
第二次審査 (プレゼンテーション・ ヒアリング審査)	平成28年1月13日(水) ※状況に応じ変更となる場合があります。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、 平成28年1月22日までに通知。 ※状況に応じ変更となる場合があります。

#### 5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 受付方法  
別紙1「質問書」に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにより提出してください。
- (2) 受付先  
「10 担当課(問い合わせ先)」に記載のとおり。
- (3) 受付期限  
平成27年11月24日(火) 午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成27年11月26日(木)までに杉並区公式ホームページ上で公開します。(http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal\_list.asp)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙2「企画提案書(表紙)」、別紙3「添付書類一覧(別紙5を含む)」のとおりです。

※認定書等、原本での提出ができない場合は写しの添付で可とします。

(2) 提出部数

ア 提出書類は、正本1部と副本10部をそれぞれ製本(ファイル等で綴じる)し、提出してください。

イ 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

(4) 提出先

「10 担当課(問い合わせ先)」に同じ。

(5) 提出期限

平成27年12月11日(金) 午後5時 必着

※持参又は郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

安全パトロール業務受託者候補者選定委員会(以下、「委員会」という。)において、企画提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
業務遂行力	業務の遂行体制は妥当か 賠償責任能力があるか
業務実績	類似業務の請負実績があるか
社会的責任	企業の社会的責任を果たしているか(ISOの取得など)

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務に対する基本的考え方	・業務に関する現状と課題を把握しているか ・業務に対する取組み姿勢が適切で意欲があるか

パトロール車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両以外での新たなパトロール提案はあるか</li> <li>・車両の導入方法、管理状況は適正か</li> </ul>
社内連絡・調整方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制・連絡網は妥当か</li> <li>・現場従事者の監督方法は適正か</li> </ul>
従事者の研修について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定パトロール実施者講習は適正か</li> <li>・社員教育、指導方法は適正か</li> </ul>
従事者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置が適正か</li> <li>・制服、制帽など区の貸与品の管理は適正か</li> <li>・パトロール実施者証などの身分証明書の管理は適正か</li> </ul>
事故対応等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応が適正か</li> <li>・区民対応が適正か</li> </ul>
その他提案事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の有無</li> <li>・具体的で実効性のある提案となっているか</li> </ul>
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書は分かりやすいか</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストは妥当か</li> </ul>
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に説得力があるか</li> <li>・論理的か</li> <li>・質問の受け答えが的確か</li> </ul>

## (2) 審査方法

### ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。（2～3社程度）

イ 第一次審査の結果は、平成27年12月25日（金）午後5時までに通知します。

### ウ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

平成28年1月初～中旬 杉並区役所にて実施。

第一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者を選定します。

## (3) 受託者候補者選定結果通知

平成28年1月22日（金）までに通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

※上記（2）、（3）の日程は、応募状況により変更となる場合があります。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場

合。

## 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 本件は、平成28年度予算案が、区議会にて成立した場合に契約を締結します。

## 10 担当課（問い合わせ先）

杉並区危機管理室危機管理対策課地域安全担当 鈴木又は 宮内  
〒166-8570

所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所東棟5階）

電話：03-3312-2111 内線1585

FAX：03-3312-3326

E-mail：[kikikanri-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikikanri-k@city.suginami.lg.jp)

## 質 問 書

平成 年 月 日

杉並区危機管理室長 宛

所 在 地  
名 称  
代表者名  
担当者名  
所属・役職  
電話番号  
F A X 番号  
E-mail

安全パトロール業務のプロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成27年11月24日（火）午後5時までに、F A X又はE-mail のいずれかで提出してください。

事務局：杉並区危機管理室危機管理対策課地域安全担当  
(杉並区役所東棟5階)  
〒166-8570  
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1  
電 話：03-3312-2111 内線1585  
F A X：03-3312-3326  
E-mail：[kikikanri-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikikanri-k@city.suginami.lg.jp)

## 企 画 提 案 書

平成 年 月 日

杉並区危機管理室長 宛

杉並区が平成27年11月16日に公募した安全パトロール業務に係るプロポーザルに参加しますので、企画提案書及び添付書類を提出します。

なお、受託候補者に選定された場合は、安全パトロール業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所 在 地

名 称

代表者名

印

記

- 1 本件業務の担当者及び連絡先  
担当者氏名：  
所属・役職：  
電話番号：  
FAX番号：  
E-mail：
  
- 2 添付書類及び提出部数  
別紙3「添付書類一覧」のとおり

## 添付書類一覧

正本 1部 副本 10部 提出

No.	提出書類 提出した書類は□欄チェック（レ点） して提出すること	備考欄	区確認欄
1	事業者概要 □履歴事項全部証明書 □会社概要および会社沿革		
2	経営状況 □収支決算書 □貸借対照表 □損益計算書 □キャッシュフロー計算書 □株主資本等変動計算書 □財産目録	直近1年分の 財務諸表	
3	業務遂行 □警備業法に基づく警備業の認定証の写 □警備賠償保険証書の写		
4	業務実績 □官公庁等での同種・類似業務の実績一覧 （発注者名、業務内容、金額、契約期間） □契約書の写		
5	社会的責任 □ISO14001、ISO9001などの 認定証の写		
6	業務提案 □別紙5「安全パトロール業務 提案項目一 覧」に記載の書類一式		
7	経費 □見積書 （積算内訳は直接人件費、車両経費、諸経費 にわけて記載すること）		

## 注意事項

- ①□ 提出部数は、正本1部と副本10部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。
- ② 副本については、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ③ 添付書類は、A4縦とし、通しのページ番号を付けてください。
- ④ 見積書は任意様式とします。宛名は「危機管理室長」で提出してください。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、備考欄にその理由を記載してください。
- ⑥ 6の別紙5「安全パトロール業務 提案項目一覧」については、提案項目の番号を付して作成してください。

作成例 1 パトロール業務に対する基本的な考え

- ① 業務を行うにあたって・・・  
貴社では○○○



文書記号番号  
平成 年 月 日

様

杉並区危機管理室長 北 風 進

## 結果通知書

貴社（者）から提出のあった企画提案について、審査の結果を下記のとおり通知します。

### 記

1 対象業務名

2 結果

- ① 最適であるため貴社を受託者候補者として選定しました。
- ② 以下の理由により受託者候補者として選定しませんでした。

理由（非選定の場合）

貴社以外に優れた企画提案があったため。

別紙「安全パトロール業務公募型プロポーザル実施結果一覧」参照

貴社は表中 ○社 として掲載しています。

## 平成28年度から平成30年度 安全パトロール業務 提案項目一覧

提 案 項 目		備 考
1 パトロール業務に対する基本的な考え方		
①	業務を行うにあたっての基本的な考え方(コンセプト)について	杉並区の犯罪発生状況、警察署管轄、周辺環境など踏まえての提案
②	パトロールの具体的提案内容	車両でのパトロールを原則とするが、車両ではカバーできないエリアの対応など。提案自由
2 パトロール車両について		
①	導入車両(買取り又はリースなど)、パトロール車両駐車場の確保について	車両の仕様等については、「6 車両装備及び機材」のとおり なお、希望により区役所駐車場無償利用可。
②	車両運行状況の管理方法について	GPSを搭載の上、運行軌跡をCD-ROMで要提出
③	予備車両を含めた車両故障時等の対応について	代車対応の場合、「区安全パトロール隊」の表示必須
3 社内連絡・調整方法		
①	24時間対応可能な組織及び緊急時連絡網について	本社(支社を含む)、従事者、杉並区、警察署、消防署などを含めた連絡網
②	業務時間中における現場従事者への連絡方法について	
③	現場従事者の日常業務の監督方法について	
④	業務責任者の人選方法(配置方法、資格、経験及び履歴等)	
4 従事者の研修について		
①	現場従事者に対するパトロール実施者講習	
②	その他教育、指導方法などについて	
5 従事者について		
①	配置計画及びパトロール業務別ローテーション体制、急病等の代替対応について	資格の有無、経験が配慮された配置計画を提出。計画は人数で可。急病等における代替従事者についてもパトロール実施者講習要受講
②	制服、制帽及び腕章などの区貸与品の管理方法について	希望により区役所内ロッカー設置箇所無償提供可。ただし、ロッカーは、自前用意
③	パトロール実施者証など身分証明書の管理方法について	
6 事故対応等について		
①	火災・交通事故等発生時の対応について	
②	現場で区民から要望・苦情等があった場合の対応について	
③	不法行為者、迷惑行為者に対する注意指導方法について	
④	不審者等を発見した場合の対応について	
7 その他提案事項(自由提案)		
①	業務全般に関する提案事項	

平成28年度から平成30年度 安全パトロール業務時間及び委託車両台数

1 4月1日から6月末日及び10月1日から12月28日及び1月4日から3月末日

資源監視パトロール・ 路上喫煙防止パトロール(日曜日を除く毎日実施)	6:30~10:00	資源:2台 喫煙:1台
防犯パトロール(日曜日を除く)	10:00~19:00	3台
防犯パトロール(日曜日のみ)	6:30~19:00	3台
公園・広場等パトロール(毎日実施)	19:00~6:30	3台
公園・広場等パトロール(週1回実施)	22:00~9:30	1台

台数	6:30	10:00	19:00	22:00	翌6:30	9:30
1	資源:2台		防犯(日曜日を除く) 3台	公園・広場等 3台		
2	喫煙:1台					
3						
4					※1	

日曜日 台数	6:30	10:00	19:00	22:00	翌6:30	9:30
1	防犯(日曜日のみ):3台			公園・広場等 3台		
2						
3						
4					※1	

※1 一週間に1回、1台だけ時間をずらす。実施日は別途指示

2 7月1日から9月末日まで。

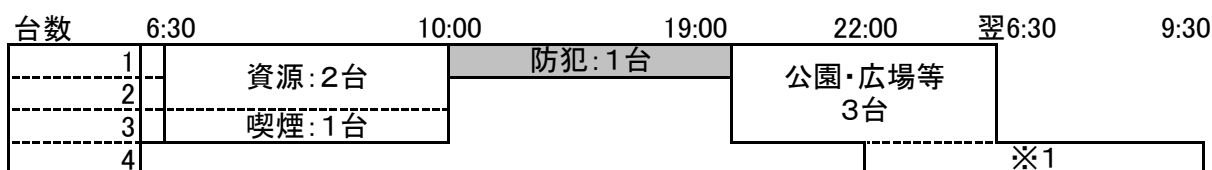
資源監視パトロール・ 路上喫煙防止パトロール(日曜日を除く毎日実施)	6:30~10:00	資源:2台 喫煙:1台
防犯パトロール(日曜日を除く)	10:00~19:00	3台
防犯パトロール(日曜日のみ)	6:30~19:00	3台
公園・広場等パトロール(毎日実施)	19:00~6:30	3台
公園・広場等パトロール(毎日実施)	22:00~9:30	1台

台数	6:30	10:00	19:00	22:00	翌6:30	9:30
1	資源:2台		防犯(日曜日を除く) 3台	公園・広場等 3台		
2	喫煙:1台					
3						
4					毎日1台分だけ実施時間をずらす	

日曜日 台数	6:30	10:00	19:00	22:00	翌6:30	9:30
1	防犯(日曜日のみ):3台			公園・広場等 3台		
2						
3						
4					毎日1台分だけ実施時間をずらす	

- 3 平成28年12月29日、平成28年12月30日  
 平成29年12月29日、平成29年12月30日  
 平成30年12月29日

資源監視パトロール・路上喫煙防止パトロール	6:30~10:00	資源:2台 喫煙:1台
防犯パトロール	10:00~19:00	1台
公園・広場等パトロール	19:00~6:30	3台
公園・広場等パトロール(週1回実施)	22:00~9:30	1台



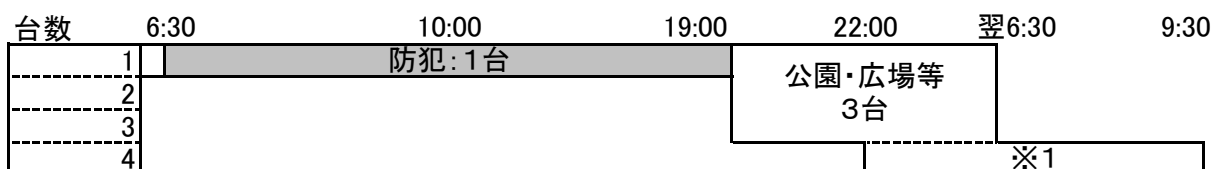
- 4 平成30年12月30日(日曜日)

防犯パトロール	6:30~19:00	1台
公園・広場等パトロール(毎日実施)	19:00~6:30	3台
公園・広場等パトロール(週1回実施)	22:00~9:30	1台



- 5 12月31日から1月3日まで

防犯パトロール	6:30~19:00	1台
公園・広場等パトロール(毎日実施)	19:00~6:30	3台
公園・広場等パトロール(週1回実施)	22:00~9:30	1台



※1 一週間に1回、1台だけ時間をずらす。実施日は別途指示

# ＜安全パトロール業務説明書＞

## I 件名

安全パトロール業務

## II 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（長期継続契約 3年）

## III 業務実施体制

### 1 業務内容

24時間体制とし、パトロールは、原則「6 車両装備及び機材等」に記載する車両を使用し、実施する。緊急時における区への連絡網（連絡体制）は別途指示する。

#### (1) 資源持ち去り監視パトロール

杉並区清掃事業の資源回収において、区の指定する業者以外の者による資源持ち去りが発生していることから、資源持ち去り行為を防止することを目的としてパトロールを行う。資源持ち去り行為を発見した場合は、注意・指導を行う。併せて、不法投棄や放火を未然に防止するとともに、その行為を早期発見するためのパトロールを行う。

なお、資源持ち去り監視業務は、区の職員が同乗する場合がある。

#### (2) 防犯パトロール

「安全・安心なまちづくり」を推進するため、地域の犯罪抑止及び防犯意識の普及啓発を行い、犯罪の発生を未然に防止することを目的としてパトロールを行う。

#### (3) 区立公園及び駅前広場等夜間パトロール

夜間の区立公園や駅前広場等において、不法行為や不適正利用等の指導を目的として以下の方法でパトロールを行う。

- ① 巡回の方法はパトロール車で巡回することを基本とし、徒歩による公園内のパトロールを行う。
- ② 条例その他により禁止されている行為、迷惑行為、危険行為を発見した場合は、中止させるか指導を行う。
- ③ 不法定住者または不審者に対し、注意・指導を行う。
- ④ バイクの放置車両への警告を行う。
- ⑤ 公園及び球戯場の施錠及び開錠を行う。施錠、開錠を行う公園及び球戯場は別途指示する。

#### (4) 路上喫煙防止パトロール

地域社会におけるルール、マナーの遵守を徹底し、区民の安全、快適な生活空間を確保する目的のため、パトロールを行い、歩行喫煙及びポイ捨て行為を発見した場合は、注意・指導を行うとともにマナーの啓発を行うものとし、歩行喫煙及びポイ捨て行為の解消を図る。

なお、年に数回程度、駅前等でマナー啓発呼びかけ活動を行う。

#### (5) 各パトロール共通

- ① 緊急時には区の職員等が同乗する場合がある。
- ② パトロール中、事件・事故・火災等を発見、若しくは取扱った場合は、関係機関等への即時連絡を行うと同時に、現場での初期対応を行なうこと。また、不法行為者、迷惑行為者、不審者等が発見した場合も区の指示により対応を行うこと。
- ③ パトロール中、区民から要望・意見・苦情等を受理した場合は次のように対応すること。
  - i その場で対応可能なものについては、パトロール従事者の責任のもとに対応し、「業務

日報」に対応内容の概要を記載すること。

- ii 現場での対応が困難なものについては、必ず区担当者に問い合わせしてから回答するか、時間を要する場合は翌日以降に区の担当者等から連絡させる旨回答し、本人の同意を得た上で連絡先を記載した「相談受付票」を作成し、業務終了後に「業務日報」とともに区に提出すること。

## 2 パトロール実施地域

杉並区内全域(必要に応じ、区の指示する地域、施設等)。

## 3 パトロール等実施日・実施時間・車両台数

別紙6「安全パトロール業務時間及び運行車両台数」も合わせて参照。

### (1) 資源持ち去り監視パトロール・路上喫煙防止パトロール

実施日：日曜日と12月31日から1月3日を除く毎日

実施時間：午前6時30分から午前10時までの間

パトロール車両台数：資源持ち去り監視パトロール：2台

路上喫煙防止パトロール：1台

### (2) 防犯パトロール

実施日：毎日

実施時間：午前10時から午後7時までの間。ただし、日曜日と12月31日から1月3日までの間は、午前6時30分から午後7時までとする。

パトロール車両台数：3台。ただし、12月29日から1月3日までの間は、車両1台とする。

### (3) 区立公園及び駅前広場等夜間パトロール

実施日：毎日

実施時間およびパトロール車両台数：

台数は3台とし、午後7時から翌日午前6時30分までの間とする。

ただし、7月1日から9月30日までの期間は、毎日1台増やし4台とし、そのうち1台の実施時間は午後10時から翌日の午前9時30分とする。また、4月1日から6月30日および10月1日から翌年の3月31日までの間は、週に一回だけ1台増やし4台とし、そのうち1台の実施時間は、午後10時から翌日の午前9時30分の間とし、実施日については別途あらかじめ指示する。

## 4 業務打合せ

実施日：月曜日から金曜日(祝祭日、12月29日から1月3日を除く)

時間：午前10時から区役所で実施。

当日の「防犯パトロール従事者」全員に対して、区内の犯罪発生状況等を区の担当者が説明を行う。また、各パトロールの従事者は、次のパトロール従事者に交代する際、必ず引き継ぎを行うこと。

なお、業務に対して指示を行う場合は、業務責任者を通じて各パトロール従事者全員に周知すること。

また、資源持ち去り監視パトロール、区立公園及び駅前広場等パトロール、路上喫煙防止パトロールの各従事者にも説明を適宜、実施する。その場合の日時及び場所は、事前に区の担当者から連絡する。

## 5 業務責任者の配置及び従事者条件、車両台数、従事者数

### (1) 業務責任者の配置

業務の指示を行うにあたり、パトロール従事者を統括する業務責任者を置くこと。

### (2) 従事者条件

①パトロール従事者は全て、警備業法及び警備業法施行規則に基づく警備員教育を修了した者であること。また、従事者は全て、自社で雇い入れをした社員を配置すること。

②パトロールに必要な自動車運転免許証の取得日から1年以上経過している者。

### (3) 車両台数

パトロール車両は4台とする。ただし、パトロールに使用していない時間帯は、予備車両として、他のパトロール車両が点検・修理等により使用できない場合に即時対応できるようにしておくこと。

パトロール車両が故障時の場合は、速やかに区に連絡するとともに、区の指示に従い、パトロールに必要な台数の代車を確保しパトロールを実施する。

その場合の代車は、車体両側及び前後に目立つように「杉並区安全パトロール隊」と黒字で表示を行うこと。ただし、この場合は、警察車両をイメージさせる6-(1)-①の「ii、iv、v」、②及び③の装備は不要とする。

### (4) 従事者数

パトロール車両1台につき2名で従事。

## 6 車両装備及び機材等

### (1) 受託者の負担で用意する装備・機材

本業務の遂行に必要な下記装備等は、受託者の負担で用意すること。また、装備等の維持費、使用料、燃料費等の経費についても受託者の負担とする。

#### ①パトロール用車両

##### i 軽乗用車

なお、自動車任意保険は1台につき、対人賠償額(1名あたり)無制限、搭乗者賠償額(1名あたり)1,000万円以上、対物賠償額(1事故あたり)1,000万円以上、人身障害(搭乗中のみ)3,000万円以上に加入すること

ii 警察車両をイメージさせる、白と黒の2色塗装

iii 車体両側及び前後に目立つように「杉並区安全パトロール隊」と黒字で表示

iv 青色回転灯(ブーメランタイプ、広報用スピーカー内蔵。設置届は、本契約成立後に受託者が速やかに行い、早急に車両に設置すること。広報用スピーカーは、マイク及びSDカードによる放送が可能なものとする。)

なお、フロント部分に、LED式小型グリル灯(青色警光灯)を2箇所設置する

v 車両運行管理システム(GPS)端末装置の搭載

※車両の塗装・装備及び表示、装着位置等については、区の指示に従うこと。

②車両運行管理システム(GPS)端末装置の管理、維持に関する機材

③ドライブレコーダー

④携帯電話(メール機能付き、予備車を含め車両1台につき、1台以上)

⑤監視に用いる双眼鏡、懐中電灯

⑥その他業務に必要な機材、事務用品等

### (2) 区の負担で用意する機材等

本業務の遂行に必要な下記機材等は、区が用意し貸与する。使用中は紛失することのないよう留意し、管理には万全を期すとともに、業務終了後、速やかに区に返却すること。制服についてはクリーニングのうえ返却すること。

なお、紛失した場合は速やかに区に届け出て、指示に従うこと。

- ①放送用録画媒体（SDカード）
  - ②制服(夏冬用上・下・帽子)および防寒着
  - ③腕章
  - ④希望により駐車スペース(巡回時間外のみ)
  - ⑤デジタルカメラ
  - ⑥車載用消火器、保安指示灯
  - ⑦救急セット、ゴミ袋、手袋
  - ⑧希望により物品保管ロッカーの設置スペース
  - ⑨その他必要に応じて貸与する機材等
- (3) 受託者が行う警察への申請・届出
- ①道路使用許可申請書
  - ②通行禁止許可申請書
  - ③設備外積載許可申請書
  - ④パトロール実施者証交付申請書
  - ⑤青色回転灯設置に関する届出
  - ⑥その他業務遂行上、必要な届出

※青色回転灯の設置に係る届出については、本契約成立後、受託者が速やかに行うこと。

## 7 区への届出事項等

- (1) 受託者は、業務に先立ち、区担当者とともに十分に協議を行うとともに、以下の書類を区に提出すること。
- ①責任者及び連絡先一覧
  - ②従事者の顔写真入り氏名等一覧（自動車運転免許証の写及びパトロール実施者証の写も含む）
  - ③パトロール車両の車検証の写
  - ④制服貸与申請書（様式は別途指示する）
  - ⑤検定有資格者の検定合格証の写
  - ⑥上記7(1)での警備員教育を修了した報告書
  - ⑦従事者の毎月の勤務割当表（当該月分を、前月の25日までに提出すること。）
- なお、勤務割当表に変更が生じた場合は、その都度提出すること。
- (2) 受託者は、毎日の業務打合せ時に以下の書類を提出すること（様式は別途指示する）。
- ①防犯パトロール業務日報前日分
  - ②相談受付票前日分
  - ③資源持ち去り監視パトロール業務日報当日分
  - ④資源持ち去り発見報告書当日分
  - ⑤杉並区公園・駅前広場等巡回報告書（毎日午前8時30分までにみどり公園課へ提出すること。ただし、実施時間が異なる車両については、午前10時とする。なお、土・日、祝祭日などの閉庁日については、直近の開庁日に提出すること。）
  - ⑥路上喫煙防止パトロール業務日報当日分
  - ⑦各パトロール車両に搭載された車両運行管理システム（GPS）端末装置により、区内を



走行した運行履歴データ2週間分をまとめ、地図上にポイントごとに時間表示した資料をCDなどの記録媒体により提出する（インターネット経由による提出可）。

(3) 受託者は、業務実施月終了後、翌月5日までに以下の書類を提出すること。（様式は別途指示する）

①完了届及び請求書

②資源持ち去り監視パトロール月報

③防犯パトロール月報

④区公園夜間パトロール月報（駅前広場等パトロール月報含む）

⑤路上喫煙防止パトロール月報

(4) その他

その他業務遂行に必要な区が指示する書類。